

・全国公営競馬獣医師協会会則（昭和48年10月26日）

改正 昭和52年 6月15日

平成 元年 6月21日

平成 3年 6月26日

平成16年 6月16日

平成24年 6月 7日

平成27年 6月11日

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、全国公営競馬獣医師協会（略称「全公獣協」）と称する。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を東京都内に置く。

（目 的）

第3条 本会は、競馬関係獣医師の社会的地位の確立と獣医学術の向上及び業界の発展を図り、地方競馬主催者の施策に協調し、もって地方競馬の公正な運営と健全な発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条目的達成のため次の事業を行う。

- （1） 獣医学術の向上に関する事
- （2） 競走馬の防疫体制への協力に関する事
- （3） 地方競馬主催者との連絡協調に関する事
- （4） 競走馬の衛生に関する調査研究に関する事
- （5） その他、本会の目的達成のため必要と認める事項

第2章 会 員

（会 員）

第5条 本会は、全国の地方競馬関係競走馬並びに軽種馬の衛生を担当する獣医師をもって正会員とする。但し正会員は、その就業形態により次の2種に区分する。

A会員 地方競馬関係競走馬並びに軽種馬の診療に従事する獣医師

B会員 その他本会の目的に賛同する獣医師

2 前項以外のもので本会の目的主旨に賛同するものは賛助会員として置くことができる。

（会員の義務）

第6条 本会の正会員及び賛助会員は、定められた会費その他所要の分担金を納入しなければならない。

2 前項の額並びに徴収の方法は、総会の議決による。

(入 会)

第7条 本会に入会するときは、入会申込書に入会金を添えて申し込むものとする。

(退 会)

第8条 本会を退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 理由なく会費その他所要の分担金を1ヵ年以上滞納した者、又会員として法をおかし本会の名誉を毀損したときは、総会の議決によって退会させることができる。

(会費不返還)

第9条 本会を退会する者で、既に納入した会費その他所要の分担金等は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員等

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

理 事 9名以上15名以内

監 事 2名以上3名以内

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 選出の方法は、総会の議決による。

3 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常任理事とし、理事のうちから互選する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 常任理事は、会長及び副会長を補佐して業務を処理する。

4 理事は、理事会を組織して会務を行う。

5 監事は、会務を監査し総会において監査の結果を報告するものとし、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により就任した役員任期は、前任者または他の役員残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第14条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の理由があるときは、総会の議決により解任することができる。

(名誉会長、顧問、参与)

第15条 本会は、会長の推せんにより名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

(事務局及び職員)

第16条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長がこれを任免する。

第4章 会 議

(総会)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎会計年度開始1ヵ月前までに、臨時総会は会長が必要であると認めたとき及び理事会の決議により会議の目的を示した書面をもって総会の開会を要請したときに会長がこれを招集する。

(総会の招集方法)

第18条 総会を招集するときは、会長において開会の日時、場所及び付議事項を定め総会の日の10日前までに書面をもって正会員に通知するものとする。

(総会の開催)

第19条 総会は、正会員の2分の1以上の者が出席しなければ開会することができない。

- 2 総会に出席できないときは、委任状をもって出席とみなす。

(総会に附議する事項)

第20条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画並びに収支予算の決定及び変更に関すること
- (2) 事業報告、収支決算及び財産目録に関すること
- (3) 役員を選任及び解任に関すること
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること
- (5) その他会の運営上会長が必要と認めた事項

第21条 総会の議長は、総会において選出する。

(総会の議決方法)

第22条 総会の議決は、特別の定めがある場合を除き、出席正会員の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 委任状は、議決権を認めない。

(理事会)

第23条 理事会は、会長が必要と認めたとき招集し、会長が議長となる。

(理事会に附議する事項)

第24条 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会に付議しなければならない事項であって緊急処理を必要とし総会を招集するいとまがないと認められる事項
- (3) 基金及び積立金の管理運用に関すること
- (4) 諸規則の規定及び施行に関し必要な事項
- (5) その他本会の運営上必要な事項

2 前項第2号の議決事項については、その後最も近い総会に報告し、その承認を受けなければならない。

(規定の準用)

第25条 第19条及び第22条の規定は理事会に準用する。この場合において、これらの規定中「総会」、「正会員」及び「議長」とあるのは、それぞれ「理事会」、「理事」及び「会長」と読み替えるものとする。

第5章 会計及び経理

(経理)

第26条 本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 補助金及び寄付金
- (3) その他の収入

(会計)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(解散)

第28条 本会の解散は、正会員の3分の2以上が出席した総会においてその過半数の同意を得なければすることができない。

第29条 本会が解散するとき、本会の財産処分方法については解散総会の決議するところによらなければならないものとする。

附 則

この会則は、昭和48年10月26日から施行する。

附 則 (昭和52年6月15日)

この会則は、昭和52年6月15日から施行する。

附 則 (平成元年6月21日)

この会則は、平成元年6月21日から施行する。

附 則 (平成3年6月26日)

この会則は、平成3年6月26日から施行する。

附 則（平成16年6月16日）

この会則は、平成16年6月16日から施行する。

附 則（平成24年6月7日）

この会則は、平成24年6月7日から施行する。

附 則（平成27年6月11日）

この会則は、平成27年6月11日から施行する。